

No.2

H31.4.19 発行

民間助成ニュース速報



島根県社会福祉協議会 地域福祉部・ボランティア活動振興センター（担当：中川）

TEL 0852-32-5997 / FAX 0852-32-5982 / E-mail voc@fukushi-shimane.or.jp

ボランティア・NPO 活動情報、助成情報はこちら→「島根いきいき広場」

<https://www.shimane-ikiiki.jp/>

※助成金の詳細は各助成元のHP等でご確認ください。

また、お問い合わせはそれぞれの助成元へ直接お願いします。

*配信停止および配信先変更をご希望の場合は、ご連絡ください。

実施主体	公益社団法人 24時間テレビチャリティー委員会
事業名称	24時間テレビ42「愛は地球を救う」福祉車両寄贈
問合せ先	〒105-7444 東京都港区東新橋 1-6-1 日本テレビ 「24時間テレビ」福祉車両係または、福祉サポート車係 または 日本海テレビジョン放送株式会社 TEL：0852-26-3151

対 象

- (1)リフト付きバス、スロープ付き自動車、福祉サポート車
社会福祉法人（社協以外）、社会福祉協議会、NPO法人、地方公共団体、医療法人、（一般・公益）社団法人・財団法人、学校法人、任意団体（非法人）、ボランティア団体 など
※株式会社、有限会社など、営利を目的とする企業・団体は申し込みできません。
- (2)訪問入浴車 … 上記団体のうち、介護保険制度の入浴事業認定団体であること。
または、自治体が訪問入浴サービスを認定している団体。
- (3)電動車いす … 上記団体ならびに個人。（身体障害者認定、または要支援1・2、要介護1認定を受けている方。）

書類入手方法

24時間テレビホームページよりダウンロードできます。<http://www.24hourtv.or.jp/>
また、本会（島根県社会福祉協議会）に、所定の申込書、申込みの手引き、車両カタログがあります。数に限りがありますので、ご希望の際は事前に電話連絡の上、返信用封筒（A4判（角型2号）、宛名記入、250円切手貼付）を添えて下記までお申し込みください。

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3

島根県社会福祉協議会 地域福祉部 担当：中川

電話 0852-32-5997 FAX 0852-32-5982

E-mail：voc@fukushi-shimane.or.jp

申込方法

所定の申込書に記入の上、添付書類を添えて郵便又は宅配便にて折らずに「24時間テレビ」事務局宛にお送りください。

応募締切

令和元年 5月20日（月） *「24時間テレビ」事務局必着

実施主体	しまねエコライフサポートセンター
事業名称	平成31年度「しまね環境保全活動助成金」2次募集
問合せ先	〒690-0887 松江市殿町 8-3（タウンプラザしまね2F） しまねエコライフサポートセンター（島根県地球温暖化防止活動推進センター） （（公財）しまね自然と環境財団松江事務所） 担当：門脇 恵美 TEL：0852-67-3262 FAX：0852-67-3787

助成目的	島根の豊かな自然環境や、かけがえのない地球環境を次世代へと引き継ぎ、未来へと続く持続可能な地域を創るため、県民自ら積極的に取り組む活動を支援する。
対象団体	(1)民間非営利団体（NPO法人、公益法人、一般社団法人、一般社団法人及び法人格を持たない任意団体やグループ等）であること。 (2)10人以上の会員を有すること。 (3)団体の代表者が明らかで、団体の定款や寄付行為、または規約が定まっていること。 (4)島根県内に活動の本拠地があり、島根県内で活動を行う団体であること。 (5)金融機関に申請団体名義の口座があり、確実な経理処理ができること。 (6)未成年のみで構成された団体でないこと。 (7)政治活動、宗教活動を目的とせず、また、反社会的勢力と関わりがないこと。
対象活動	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあいの推進 ・水環境の保全 ・地球温暖化対策の推進 ・環境教育・環境学習の推進 ・生物多様性の確保 ・森林、農地、漁業の保全と活用 ・環境への負荷の少ない循環型社会の推進
活動要件	①自らが活動の主体となる実践的な活動 ②普及啓発を伴う活動 ③広く多くの人々に利益をもたらす活動 ④新たな活動の立ち上げや、継続的な活動の改善 ⑤継続性や発展性のある活動
助成金額	5万円以上 80万円以内
応募方法	所定の申請書に記入の上、必要書類と合わせて事務局へ郵送、または持参してください。 必要書類は、ホームページにてご確認ください。 申請用紙はホームページからダウンロードしてください。 URL： http://www.nature-sanbe.jp/eco/bounty.html
応募締切	令和元年 5月10日（金） ※当日消印有効

実施主体	公益財団法人 大同生命厚生事業団
事業名称	2019年度 「シニアボランティア活動助成」 「ビジネスパーソンボランティア活動助成」
問合せ先	〒550-0002 大阪市西区江戸堀 1-2-1 大同生命大阪本社ビル内 公益財団法人 大同生命厚生事業団 事務局 TEL：(06) 6447-7101 FAX：(06) 6447-7102

【シニアボランティア活動助成】

趣 旨	シニア（年齢満60歳以上）のボランティア活動を支援することにより、シニアのボランティア活動の振興と社会福祉の向上に寄与することを目的とする。
応募資格	社会福祉の推進に役立つボランティア活動を行っているか、または行おうとするシニア（年齢満60歳以上）が80%以上のグループ（NPO法人を含む）。 ただし、過去5年以内（2014年～2018年）に当財団の助成を受けたグループは除く。

【ビジネスパーソンボランティア活動助成】

趣 旨	ビジネスパーソンのボランティア活動を支援することにより、ビジネスパーソンのボランティア活動の振興と社会福祉の向上に寄与することを目的とする。
-----	--

応募資格 社会福祉の推進に役立つボランティア活動を行っているか、または行おうとするビジネスパーソン（会社員、団体職員、公務員、経営者・個人事業主）が80%以上のグループ（NPO法人を含む）。

ただし、過去5年以内（2014年～2018年）に当財団の助成を受けたグループは除く。

活動テーマ ①高齢者福祉に関するボランティア活動

②障がい者福祉に関するボランティア活動

③こども(高校生まで)の健全な心を育てる交流ボランティア活動

ただし、少年野球・サッカーなどのスポーツ活動や通常の子ども会活動は除く。

いずれも目的、計画等が明確な日本国内での無償の活動とする。

助成金 シニアボランティア活動助成とビジネスパーソンボランティア活動助成と合わせて総額原則1,000万円以内

1件 原則10万円 特に内容が優れている場合は20万円限度で助成。申請金額は「万円単位」とする。直接ボランティア活動に要する費用とし、グループの事務所家賃、事務用パソコンの購入費用、ボランティアメンバーの飲食費及び日当・謝礼は助成の対象としない。

応募方法 ①所定の申込書(「活動概要」「名簿」含む)に必要事項を記入のうえ、当財団事務局宛に郵送してください。申込書は当財団ホームページよりダウンロードできます。インターネットをご利用になれない場合は、申込書を郵送しますので、FAX等で請求してください。

URL：<http://www.daido-life-welfare.or.jp/>

応募締切 令和元年 5月25日(土) (当日消印有効)

実施主体	公益財団法人 大同生命厚生事業団
事業名称	2019年度 「地域保健福祉研究助成」
問合せ先	〒550-0002 大阪市西区江戸堀 1-2-1 大同生命大阪本社ビル内 公益財団法人 大同生命厚生事業団 事務局 TEL：(06) 6447-7101 FAX：(06) 6447-7102

趣 旨 地域で保険・医療及び福祉の活動に従事されている方々の研究を支援することにより、わが国の保険・医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

応募資格 ①保健所、衛生研究所等衛生関係機関に所属する職員。

②都道府県市町村の衛生及び福祉関係職員。 ③保険・医療・福祉の実務従事者。

上記応募資格者による共同研究も可。大学病院の職員等は応募対象者に含む。

ただし、大学の教職員、大学院生の単独研究または主研究者となる研究は不可。

また、前年度に当財団の助成を受けた人は除く。(共同研究者は可)

研究テーマ ①地域保健および地域福祉に関する研究。

②在宅・施設の医療、福祉及び介護に関する研究。

③その他住民の健康増進に役立つ研究。

営利を目的とする研究は対象外です。

助成金 1件 原則30万円 特に優秀な研究は50万円限度で助成。申請金額は「万円単位」とする。直接研究に要する費用とし、パソコンの購入費用、学会参加費用、論文投稿料、英文翻訳料などは助成の対象としない。

研究対象 特定の地域を対象とした研究とする(ただし臨床研究は除く)。

応募方法 ①所定の申込書に必要事項を記入の上、当財団事務局宛に郵送してください。

申込書は当財団ホームページよりダウンロードできます。

URL：<http://www.daido-life-welfare.or.jp/>

※必ず勤務先上司の承諾をとり、申込書1枚目に記名、押印を手配ください。

応募締切 令和元年 5月25日(土) (当日消印有効)

実施主体	社会福祉法人 島根県共同募金会
事業名称	共同募金助成事業 「赤い羽根一般募金助成事業」 「NHK 歳末たすけあい助成」
問合せ先	〒690-0011 松江市東津田町1741-3 社会福祉法人 島根県共同募金会 http://www.akaihane-shimane.jp TEL: 0852-32-5977 FAX: 0852-32-5978

【A 助成（広域助成）】

- 対象事業** ○社会福祉施設・・・施設機能の充実・強化に伴う施設の整備、機器・車両等の購入費、及び施設が取り組む地域福祉推進のための事業費
○広域的な社会福祉団体・・・新規に設立された団体には育成・援助費、その他の団体には臨時的な事業費
- 対象団体** 社会福祉施設、市町村域を超えて活動する社会福祉団体
- 助成上限** 施設整備費：200万円の範囲内
備品整備費：150万円の範囲内
ソフト事業費：150万円の範囲内
- 助成期間** 令和2年4月1日～令和3年3月31日まで（令和2年度事業）
- 受付窓口** 島根県共同募金会
- 申請締切** 令和元年 5月31日（金） 17時必着

【B 助成（地域助成）】

- 対象事業** ○市町村社協・・・地域福祉事業費（団体への助成事業、子どもの遊び場の整備事業費、事業管理経費を含む）
○市町村域の社会福祉団体・・・新規に設立された団体には育成・援助費、その他の団体には臨時的な事業費
- 対象団体** 市町村域で活動する社会福祉団体
- 助成上限** 市町村により異なる
- 助成期間** 平成31年4月1日～令和2年3月31日まで
- 受付窓口** 市町村共同募金委員会（市町村社会福祉協議会内）
※助成金額、締切等は市町村により異なります。

【NHK 歳末たすけあい助成】

- 対象事業** 地域福祉の推進に要する機器・備品・車両整備
- 対象団体** 地域福祉推進事業を行う法人・団体
- 助成上限** 100万円の範囲内
- 助成期間** 助成決定後から令和2年3月31日までに事業を完了すること
- 受付窓口** 島根県共同募金会
- 申請締切** 令和元年 5月31日（金） 17時必着